

V-Low マルチメディア放送に係る制度整備(案)の概要

I V-Low マルチメディア放送に係る技術関連以外の制度整備

1 省令関係

(1) 放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)の一部改正関係

- ① 基幹放送の業務の認定の申請区分を定める。(第61条関係)
- ② 基幹放送の業務の認定に係る周波数の指定に関する事項を定める。(第70条関係)
- ③ 総合通信局長を経由して申請等ができるようにする。(第216条関係)
- ④ 上記のほか、所要の規定の整備を行う。(第71条等)

(2) 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令(平成23年総務省令第82号)の一部改正関係

V-Lowマルチメディア放送の業務について、保有できるセグメント数の上限等の所要の規定を整備する。

☞ 一の者(注)は、一又は隣接する二つの放送対象地域において、各地域(9セグメント中)最大6セグまで参入可能 等

(注) 既存放送事業者も、それ以外の者と同様に参入可能

(3) 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令(平成23年総務省令第83号)の一部改正関係

審議機関の委員についてできるだけ放送対象地域に住所を有する者でなければならないこととする等の所要の規定を整備する。

2 告示関係

(4) 基幹放送普及計画(昭和63年郵政省告示第660号)の一部改正関係

V-Lowマルチメディア放送を国民に最大限に普及させるための指針、表現の自由の享有のための指針等を定めるとともに、その他同放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項等を定める。

(5) 電波法第二十七条の十二第一項の規定に基づく九九MHzを超え一〇八MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針の制定関係

V-Lowマルチメディア放送を行う特定基地局の開設に関する指針(以下「開設指針」として、次の事項を定める。

ア 開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項

無線設備を使用して放送局設備供給役務の提供を行う放送局のうち、イに規定する周波数を使用するものを対象とすることを定める。

イ 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち当該特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項

使用させることとする周波数は、99MHzを超え108MHz以下の周波数とすること等を定める。

ウ 当該特定基地局の配置及び開設時期に関する事項

申請者が満たすべき世帯カバー率、駅カバー率及び道路施設カバー率に係る要件等について定める。

☞ 5年以内に右の世帯カバー率を満たすこと	関東・甲信越、近畿	80%以上
	北海道、東海・北陸、九州・沖縄	70%以上
	東北、中国・四国	60%以上
	かつ、各都府県ごと	50%以上 等

エ 当該特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項
SFN(※)を導入しなければならないこと等を定める。

※SFN:Single Frequency Network:単一周波数によるネットワーク

オ 当該特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項

申請することができる周波数の帯域幅、開設計画の記載事項、開設計画の認定の要件、比較審査基準等について定める。

(6) 放送法施行規則第七十六条第五項第四号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件(平成11年郵政省告示第776号)の一部改正関係

セグメント形式の変更等の際に、基幹放送事業者の指定事項を変更できるようにする。

(7) 放送法施行規則第七十二条第一項の規定に基づく同規則第六十四条の申請書及び同規則第六十五条第一項の事業計画書の記載事項のうち、特に公表することが適当である事項を定める件(平成23年総務省告示第270号)の一部改正関係

申請書及び事業計画書の記載事項のうち、特に公表することが適当である事項として、放送対象地域を追加する。

(8) 無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。)(平成16年総務省告示第859号)の一部改正関係

V-Lowマルチメディア放送の送信コードに係る規定を追加する。

3 訓令関係

(9) 放送法関係審査基準(平成23年総務省訓令第30号)の一部改正関係

基幹放送の業務の認定に関し、所要の規定を整備する。

(10) 平成●年●月●日までの公示期間中に申請された移動受信用地上基幹放送(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第4章第1節に定める放送を行うものに限る。)の業務の認定に係る方針の制定関係(※期日を別途記入)

① 認定する基幹放送の業務に係る周波数等を定める。(第2条関係)

☞ ソフト事業への参入は、1/5セグ単位でも可能

② 比較審査基準を定める。(第3条関係)

Ⅱ V-Low マルチメディア放送に係る技術関連の制度整備

1 省令関係

- (1) 基幹放送局の開設の根本的基準(平成23年総務省令第68号)の一部改正関係
 - ・用語の意義にV-Lowマルチメディア放送を行う基幹放送局の放送区域を追加。
 - ・その他規定の整備。

- (2) 無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)の一部改正関係
 - ・V-Lowマルチメディア放送の技術基準(周波数の許容偏差、占有周波数帯幅の許容値等)の追加。
 - ・その他規定の整備。

- (3) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第87号)の一部改正関係
 - ・V-Lowマルチメディア放送の標準方式(適用の範囲、多重化方式、伝送主シンボル、映像信号の符号化、映像信号等)の追加。
 - ・その他規定の整備。

- (4) 衛星一般放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第94号)の一部改正関係
 - ・標準テレビジョン等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の改正に伴う規定の整備。

2 告示関係

- (5) 基幹放送用周波数使用計画(昭和63年郵政省告示第661号)の一部改正関係
 - ・基幹放送用周波数使用計画にV-Lowマルチメディア放送のための周波数等を記載。
 - ・その他規定の整備。

- (6) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第三条第二項第二号等の規定に基づく関連情報の構成及び送出手順等(平成23年総務省告示第299号)の一部改正関係
 - ・標準テレビジョン等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の改正に伴う規定の整備。

- (7) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第四条第一項等の規定に基づく映像信号のうちPESパケットによるものの圧縮手順及び送出手順並びに音声信号のうちPESパケットによるものの圧縮手順及び送出手順(平成23年総務省告示第300号)の一部改正関係
 - ・標準方式にV-Lowマルチメディア放送関係の準用規定等を追加したことに伴う規定の整備。

- (8) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第八条第一号及び第二号の規定に基づくスクランブルの方式を定める件(平成23年総務省告示第302号)の一部改正関係
 - ・標準方式にV-Lowマルチメディア放送関係の技術基準を追加したことに伴う規定の整備。

- (9) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第十一条第二項及び第十二条第二項の規定に基づくTMCCシンボル及びACシンボルの配置並びに時間インターリーブ及び周波数インターリーブの構成(平成23年総務省告示第303号)の一部改正関係
- ・標準方式にV-Lowマルチメディア放送関係の準用規定等を追加したことに伴う規定の整備。
- (10) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第十三条第三項等の規定に基づくTMCC情報の構成(平成23年総務省告示第304号)の一部改正関係
- ・標準方式にV-Lowマルチメディア放送関係の準用規定等を追加したことに伴う規定の整備。
- (11) 無線設備規則別表第一号注二十一ただし書の規定に基づくマルチメディア放送を行う地上基幹放送局の送信設備及びその技術的条件(平成22年総務省告示第174号)の一部改正関係
- ・マルチメディア放送を行う基幹放送局の送信設備及び技術基準にV-Lowマルチメディア放送を追加。
- (12) 電波法施行規則第二十一条の三第二項の規定に基づく無線設備から発射される電波の強度の算出方法及び測定方法(平成11年郵政省告示第300号)
- ・標準方式にV-Lowマルチメディア放送関係の準用規定等を追加したことに伴う規定の整備。

3 訓令関係

- (13) 電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)
- ・V-Lowマルチメディア放送の導入に伴う識別信号の追加。
 - ・その他規定の整備。

III 施行期日

公布の日から施行する。